

# 高齢者虐待防止のための指針

改定 2025. 1. 20

在宅支援係

介護サポートセンタたがひたち  
ヘルパーステーションたがひたち  
訪問看護ステーションたがひたち

## 1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示す通り、その防止に努めることは重要である。

在宅支援係では、同法の趣旨を踏まえ、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じる。

そのための具体的な組織体制、取り扱い内容について、本指針に定めるとともに、運営規定に明示する。

- ・介護サポートセンタたがひたち：第14条
- ・ヘルパーステーションたがひたち：第12条
- ・訪問看護ステーションたがひたち：第11条

### 高齢者虐待の種類

#### ① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること

\* 緊急やむを得ない場合に例外的に行うもの以外の身体拘束も該当する

#### ② 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

#### ③ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

#### ④ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者にわいせつな行為をさせること

#### ⑤ 介護の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること（意図的であるか、結果的であるかは問わない）

## 2 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

在宅支援係は、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって日立総合病院の「児童虐待防止委員会」に参加する。その上で在宅支援係虐待防止委員会（以下、委員会）を設置し定期的な情報共有と虐待が発生した場合の対応方法について検討する。

### ① 委員会設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とする

### ② 委員会の構成委員は下記の通りとする

- ・委員長：在宅支援係 看護師長
- ・委員：ヘルパーステーション管理者 介護サポートセンタ管理者  
訪問看護ステーション管理者

### ③ 委員会の開催

- ・委員会は、年2回以上開催する
- ・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する

### ④ 委員会の検討事項

- ア) 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- イ) 虐待防止のための指針の整備、見直しに関すること
- ウ) 虐待防止のための職員研修の内容及び企画運営に関すること
- エ) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- オ) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- カ) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- キ) 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること  
上記の事項について検討し、そこで得た結果は職員へ周知徹底を図る

## 3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

研修内容は以下のものを基本とする。

- ① 虐待防止に関する基本的内容等の適切な知識
- ② 本指針の内容に基づく取り組み方法
- ③ 虐待に関する相談・報告ならびに通報の方法
- ④ 委員会の活動内容及び委員会における決定事項

研修の実施については以下に示す。

- ① 定期開催（年1回以上）
- ② 新規採用時
- ③ 実施した研修については実施内容日程参加者を記録する

#### 4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合に対応するための以下の基本方針を定める。

- ① 迅速な報告  
虐待が疑われる場合、職員は高齢者虐待防止法に基づく通報義務を順守し、直ちに管理者や指定された担当者に報告する。同時に地域包括支援センターに速やかに通報する
- ② 事実確認の協力  
地域包括支援センターによる事実確認に全面的に協力する
- ③ 被虐待者の保護  
被虐待者の安全確保と心理的サポートを最優先に行う。必要に応じて追加の医療介護サービス等を提供する
- ④ 養護者の支援  
虐待が養護者によって行われた場合、養護者もまた支援を必要としている可能性があることを認識し、関係機関と協力し適切な支援を検討する

#### 5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

虐待等が発生した場合に対応するための明確な相談・報告体制を整備し、職員及び利用者が安心して相談や報告できる環境を提供する。

- ① 虐待に関する相談や報告を行うための窓口を設置する
- ② 報告された内容は慎重に取り扱い、個人情報保護に配慮しながら適切に管理する

#### 6 成年後見制度の利用支援

判断能力の不十分な高齢者の権利擁護のため、成年後継制度について利用者や家族に情報提供を行うとともに、行政機関や社会福祉協議会等の適切な相談窓口を案内する。

#### 7 虐待等に係る苦情解決方法

虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示す、当事業所において包括的に設置する苦情対応窓口において受け付ける。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には迅速に対応し、委員会に報告する。

## 8 当該指針の閲覧について

本指針を事業所内に掲示するとともに、ホームページに掲載することで、いつでも利用者や家族が閲覧できるようにする。

## 9 その他

当事業所における高齢者虐待防止の取り組みは、重要性と緊急性を鑑みて、管理者が専任担当者として責任を持つこととする。

### 付則

この指針は2024年4月1日より施行する。

### 改定

2025.1.20 委員会の開催・委員会は、年4回以上開催する → 年2回以上開催する